厚生年金基金清算結了公告

当厚生年金基金は、平成26年６月４日厚生労働大臣の承認により清算を結了したので、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成26年政令第74号）第３条第２項の規定により、なお、その効力を有するものとされた公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成26年政令第73号）第１条の規定による廃止前の厚生年金基金令（昭和41年政令第324号）第47条第２項に基づき公告します。

平成 26 年６月 30 日

福岡県大川市大字酒見221番３号
福岡県佐賀県家具厚生年金基金
代表清算人　鴫山　國利

厚生年金基金清算人退任公告

当厚生年金基金は、平成26年６月４日をもって清算結了の承認を受けたので、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成26年政令第74号）第３条第２項の規定により、なお、その効力を有するものとされた公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成26年政令第73号）第１条の規定による廃止前の厚生年金基金令（昭和41年政令第324号）第43条に基づき、次のとおり公告します。

１．代表清算人氏名　鴫山　國利
２．住所　福岡県大川市大字酒見221番３号

平成 26 年６月 30 日

福岡県佐賀県家具厚生年金基金

教育職員免許状失効公告

教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第10条第１項の規定により、次の免許状は失効した。

平成 26 年６月 30 日　三重県教育委員会

１　失効した免許状
⑴　免許状の種類　中学校教諭１種免許状
教　科　保健体育
免許状の番号　平18中１第1760号
授与年月日　平成19年３月21日
授与権者　愛知県教育委員会
氏名　粉川　勇気
本籍地　三重県
⑵　免許状の種類　高等学校教諭１種免許状
教　科　保健体育
免許状の番号　平18高１第2999号
授与年月日　平成19年３月21日
授与権者　愛知県教育委員会
氏名　粉川　勇気
本籍地　三重県
２　失効年月日　平成26年６月２日
３　失効の事由
教育職員免許法第10条第１項第２号該当

行旅死亡人

本籍・住所・氏名不詳、推定年齢20歳から50歳代の女性、着衣は茶色のコート、ボーダー柄タートルネックセーター、黒色デニムパンツ、白色ベルト、黒色手袋、銀縁メガネ、黒色靴下、黒色ブーツ、下着等、所持金品は手提げバッグ、ハンドタオル等

上記の者は、平成26年５月３日午前11時20分頃、米沢市大字関1527番地西屋旅館正面出入口から南西方約150メートル先の大樽川右岸において、白骨化した状態で発見され、平成25年10月頃死亡したものと推定されています。遺体は火葬に付し、遺骨は保管してありますので、お心当たりの方は、当市健康福祉部社会福祉課まで申し出てください。

平成 26 年６月 30 日

山形県　米沢市長　安部三十郎

無縁墳墓等改葬公告

一般県道成仏杵築線道路改良工事のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から１年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知ください。

平成 26 年６月 30 日　大分県

１　墳墓等所在地　大分県杵築市大字鴨川1097番地１
１　墳墓等の名称　迎接寺墓地
１　死亡者の本籍及び氏名　大分県速見郡北杵築村71番地　還山良真信士　本田源蔵、大分県速見郡北杵築村71番地　訟室令壽信女　本田ソデ、大分県速見郡北杵築村71番地　観相自念信女　本田ミカ
１　改葬を行おうとする者　大分県別府市大字鶴見字下田井14―１　大分県別府土木事務所長　伊藤　義明

公示送達

次の表の左欄に記載する建築物等については、広島圏都市計画事業向洋駅周辺土地区画整理事業の施行のため除却を必要としているが、その所有者を確知することができないので、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第77条第５項及び土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第72条第１項の規定により、書類の送付に代えて当該右欄のとおり公告する。

平成 26 年６月 30 日

広島圏都市計画事業向洋駅周辺土地区画整理事業
施行者　府中町
代表者　府中町長　和多利義之

建築物等の表示	通知内容	
	除却期限	摘要
所在 広島県安芸郡府中町桃山一丁目5582番地７、5581番地９、5582番地８、5582番地16 家屋番号 桃山一丁目5582番７の１ 木造セメント瓦葺２階建　47.79㎡　１棟 その他工作物及び竹木土石等　一式	平成26年10月31日	左記の建築物等は、除却期限後は施行者において除却する。 なお、当該建築物等の所有者は、期限までに自ら除却する意思の有無を施行者に回答されたい。

（教示）

この通知について不服のあるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に広島県知事に審査請求をすることができます（審査請求書の記載事項は、行政不服審査法第15条に規定されています。）。

また、この通知書を受け取った日の翌日から起算して６ヶ月以内に府中町を被告として、行政事件訴訟法の規定により、処分の取消しの訴えを提起することができます。

上記の審査請求をした場合においては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６ヶ月以内に府中町を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。

会社その他の公告

解散公告

当法人は、平成二十六年五月二十九日社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年六月三十日

札幌市東区北二十一条東八丁目二番一二号
特定非営利活動法人ふくじゅ
清算人　福田　誠司

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年六月三十日

岩手県遠野市附馬牛町東禅寺七地割九五番三
エスファーム遠野株式会社
代表清算人　小又　元明

解散公告

当社は、平成二十六年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年六月三十日

埼玉県秩父市荒川日野五五八番地
有限会社新井建築事務所
清算人　新井　裕訓